

## 第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

12問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法に規定する用語の定義を掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 「無線電話」とは、電波を利用して、□Aを送り、又は受けるための通信設備をいう。  
 ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための□Bをいう。  
 ③ 「無線従事者」とは、無線設備の□Cを行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A	B	C
1 音声	電氣的設備	操作
2 音声	通信設備	操作又はその監督
3 音声その他の音響	電氣的設備	操作又はその監督
4 音声その他の音響	通信設備	操作

[2] 次の記述は、変更等の許可について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、通信の相手方、□A若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は□Bをしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

A	B
1 通信事項	無線設備の変更の工事
2 通信事項	工事設計の変更
3 通信方式	無線設備の変更の工事
4 通信方式	工事設計の変更

[3] 次の記述は、電波の質に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の□等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差  
 2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度  
 3 周波数の偏差、空中線電力の偏差  
 4 高調波の強度、空中線電力の偏差

[4] 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式の記述のうち、電波法施行規則の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「A3E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）であるものを示す。  
 2 「F7D」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン（映像に限る。）であるものを示す。  
 3 「F8E」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）であるものを示す。  
 4 「F9C」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの及び伝送情報の型式がファクシミリであるものを示す。

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであつて高圧電気（高周波若しくは交流の電圧□**A**又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から□**B**以上のものでなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) □**B**に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であつて、その移動体の構造上困難であり、かつ、□**C**以外の者が出入りしない場所にある場合

	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1	300ボルト	3メートル	取扱者
2	350ボルト	2.5メートル	取扱者
3	300ボルト	2.5メートル	無線従事者
4	350ボルト	3メートル	無線従事者

[6] 第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作について、電波法施行令の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線航行局のレーダーの技術操作
- 2 海岸局の空中線電力100ワットの無線電話の技術操作
- 3 テレビジョン放送局の空中線電力500ワットの無線設備の技術操作
- 4 固定局の空中線電力10ワットの多重無線設備で400MHz帯の周波数の電波を使用するものの技術操作

[7] 次の記述は、非常通信について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、□**A**を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、□**B**、交通通信の確保又は□**C**のために行われる無線通信をいう。

	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1	有線通信	災害の救援	秩序の維持
2	有線通信	財貨の保全	電力の供給の確保
3	電気通信業務の通信	災害の救援	電力の供給の確保
4	電気通信業務の通信	電力の供給の確保	秩序の維持

[8] 次の記述は、陸上移動業務の無線局が無線電話通信における応答に際し順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 相手局の呼出名称 □**A**
- ② こちらは □**1**回
- ③ 自局の呼出名称 □**B**

	<b>A</b>	<b>B</b>
1	2回以下	1回
2	3回以下	1回
3	3回以下	3回以下
4	3回	3回

[9] 次の記述は、電波の発射の停止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下  
の番号から選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する □A□ が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して □B□ 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する □A□ が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する □A□ が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに □C□ しなければならない。

	A	B	C
1	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	①の停止を解除
2	電波の強度	臨時に	その旨を通知
3	電波の質	3箇月以内の期間を定めて	その旨を通知
4	電波の質	臨時に	①の停止を解除

[10] 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当しないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 3 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 4 戸籍法による届出義務者から失そうの宣告を受けた旨の届出があつたとき。

[11] 次の記述は、総務大臣への報告について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下  
の番号から選べ。

無線局の免許人又は登録人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- ① □A□ を行つたとき。
- ② 電波法又は □B□ の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- ③ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

	A	B
1	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	電波法に基づく命令
2	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	電気通信事業法
3	遭難通信	電波法に基づく命令
4	遭難通信	電気通信事業法

[12] 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどうしなければならないか、電波法施行規則の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 紛失しないように保管していなければならない。
- 2 携帯していなければならない。
- 3 免許人に預けておかなければならない。
- 4 通信室内の見やすい箇所に掲げておかなければならない。

